

第 5663 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 3月 3日 金曜日
----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <http://www.souzokuzouyo.com>

⇨ 遺産分割が確定しないときの相続税の申告

Q : 遺産分割が相続税の申告期限までに決まりそうにありません。この場合、申告はどのようにするのですか？

A : 法定相続分を取得したものとして申告をします。

【解説】

相続税の申告納税は、被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10か月以内に、被相続人の住所地を所轄する税務署に行わなければなりません。

この取扱いは、相続財産が分割されていない場合であっても同じです。分割されていないからといって、相続税の申告期限が延びることはありません。

相続財産の分割協議が成立していないときは、各相続人などが民法に規定する相続分又は包括遺贈の割合に従って財産を取得したものとして相続税の計算をし、申告と納税をすることになります。

その際には、相続税の特例である小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例や配偶者の税額軽減の特例などが適用できないことになっていますので注意が必要です。

なお、法定相続分の割合で申告した後に、相続財産の分割が行われ、分割に基づいて計算した税額と申告した税額とが異なるときは、実際に分割した財産の額に基づいて修正申告又は更正の請求をすることができ、申告期限から3年以内であれば、小規模宅地等の特例や配偶者の税額軽減の特例を受けることができます。

